

02「畑作物産地形成促進事業(旧水田リノベーション事業)」募集案内

○事業の概要

水田における畑作物の導入・定着により、水田農業を需要拡大が期待される畑作物を生産する農業へと転換するため、実需者との結び付きの下で、麦・大豆、高収益作物、子実用とうもろこし等の低コスト生産等に取り組む生産者を支援します。

[02-1 畑作物産地形成促進事業概要\(農水省作成\)\[PDF\]](#)

対象品目及び交付単価

| 対象品目 | 用途 | 交付単価 |
|-----------|------------------|---------|
| 麦・大豆 | 新市場開拓向け又は、加工向け | 4万円/10a |
| 高収益作物 | 新市場開拓向け又は、加工・業務用 | 4万円/10a |
| 子実用とうもろこし | — | 4万円/10a |

1)加算措置:令和6年度に畑地化に取り組む場合、0.5万円/10aを加算(畑地化加算)

2)採択基準:地域協議会単位で、取組面積等の評価基準(ポイント)に基づき、予算の範囲内で採択

3)新市場開拓米、加工用米及び米粉用米については「コメ新市場開拓等促進事業」にて要望調査を実施予定。(実施時期は、別途お知らせします)

交付要件(全品目共通)

- 上記対象品目について、令和5年1月20日までに実需者と出荷販売契約を締結すること。
実需者との契約に際し、集出荷業者(農協等)を介する契約であっても、集出荷業者から実需者へ出荷する契約書等があれば申請可能。
期日までの出荷販売契約締結が困難な場合は、契約予定相手等を示した「契約を締結する旨の計画書」を提出し、令和5年6月30日までに正式な出荷販売契約を結ぶ形で申請可能。
- 低コスト生産等の取組として、品目毎に別表で示す取組一覧の中から3つ以上の取組を実施すること。後日、取り組んだことを証明する書類(資材の購入伝票、取組を実施した記録のある作業日誌、作業中の写真等)を提出すること。
- 出荷販売契約に基づき、契約数量を適正に実需者へ出荷すること。

留意事項

※1令和5年産の基幹作が対象です。

※2農業者等が実需者と販売契約を締結する。またはその計画を有していることが必要です。

※3麦、大豆、高収益作物については、加工用等の用途指定があります。

※4この支援の対象となった面積は、令和5年度水田活用の直接支払交付金の戦略作物助成(麦、大豆、飼料作物(子実用とうもろこし)の対象面積から除きます。

[02-2畑作物産地形成促進事業\(農水省パンフ\)\[PDF\]](#) [02-3品目毎の低コスト生産等の取組一覧\[PDF\]](#)

○事業要望調査

1. 要望調査期間

令和5年1月23日(月曜日)豊後大野市農業再生協議会必着

2. 必要提出書類

・畑作物産地形成促進事業取組計画書

・実需者と締結した出荷販売契約書の写し又は契約を締結する旨の計画書

(出荷販売契約書については、令和5年6月30日までに確実に締結できる場合は1月23日以降の提出も可)

[\(提出用\)02-4 畑作物産地形成促進事業取組計画書\(申込書\)\[PDF/Excel\]](#)

[\(記載例\)02-5 畑作物産地形成促進事業取組計画書\(申込書\)\[PDF\]](#)

[\(提出用\)02-6 契約を締結する旨の計画書\[PDF\]](#)

3. 提出先(お問い合わせ先)

〒879-7198

豊後大野市三重町市場1200番地

豊後大野市地域農業再生協議会事務局(豊後大野市役所別館2階)

電話0974-22-5998(直通)